

群馬県報



目次

告 示

- 救急医療協力診療所の変更届出 (医務課)
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業政策課)
- 都市計画事業の認可 (都市計画課)

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO・ボランティア推進課）
- 同
- 指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出 (高齢政策課)
- 土地改良事業の換地処分の届出 (農業基盤整備課)

四 三 三 三 二 一 一

告 示

●群馬県告示第503号

群馬県救急医療協力機関の指定に関する規則（昭和53年群馬県規則第65号）第2条第1項の規定により指定した救急医療協力診療所から次のとおり変更の届出があった。

平成17年9月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

変更年月日	医療機関名	変更事項	変 更 前	変 更 後
平成17年7月16日	医療法人殿岡内科小児科医院	住 所	前橋市天川原町247-5	前橋市天川原町2-247-5

●群馬県告示第504号

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、藤岡市及び多野郡の区域における特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成17年9月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成17年10月13日	午前10時～午後3時	上野村役場
平成17年10月14日	午前10時～正午	神流町中里合同庁舎
	午後1時～午後3時	神流町こいこいあいランド会館
平成17年10月17日	午前10時～午後3時	鬼石町役場
平成17年10月18日	午前10時～午後3時	新町住民体育館
平成17年10月20日	午前10時～午後3時	吉井町産業文化会館
平成17年10月21日	午前10時～午後3時	吉井町産業文化会館
平成17年10月24日	午前10時～正午	藤岡市神流公民館
	午後1時～午後3時	藤岡市小野公民館
平成17年10月25日	午前10時～正午	藤岡市美土里公民館
	午後1時～午後3時	藤岡市美九里公民館
平成17年10月27日	午前10時～正午	藤岡市日野公民館
	午後1時～午後3時	藤岡市平井公民館
平成17年10月28日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館
平成17年11月4日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館
平成17年11月11日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館

なお、法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 3 所在場所定期検査 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査は、平成17年10月13日から同年12月12日までの間（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する日を除く。）において、別に指定する期日にその特定計量器の所在の場所において行う。

- 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人群馬県計量協会

●群馬県告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、高崎都市計画事業を平成17年8月26日次のとおり認可した。

平成17年9月6日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画駐車場事業 1 1 号高崎問屋町駅東口自転車駐車場
- 3 事業施行期間 平成17年9月6日から平成19年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 高崎市貝沢町地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年9月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成17年8月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人玉村町いこいの家
- 3 代表者の氏名 関口昭三
- 4 主たる事務所の所在地 佐波郡玉村町大字樋越1706番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者等が地域の身近な場所で気軽に集い交流できるデイホームを活用して、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図り、地域福祉活動・介護予防の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年9月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成17年8月23日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人里山の学校
- 3 代表者の氏名 増島孝志
- 4 主たる事務所の所在地 利根郡新治村須川字下原996番の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、環境と福祉に関する事業を行い、里山の自然保護と文化を伝承する地域住民と、里山文化を学びの場とする不特定多数の市民や団体等を対象に自然環境教育の普及活動を行うとともに、児童生徒の育成を推進し、里山文化を伝承する健全なまちづくり、環境保全、福祉等の公益増進に寄与することを目的とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出があった。

平成17年9月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

開設者	施設名	施設所在地	指定辞退年月日
医療法人済恵会	須藤病院	安中市安中三丁目25番13号	平成17年9月30日

定 毎週火・金曜日発行
価 本号一月一
部四、
一〇
〇一
〇二
円円
（消費税、
地方消費税を含む。）

発行 群馬県

印刷所

T前株
E橋式
L市会
〇古社
二市
七町上
一丁毛
二目五
四一
九〇
九一
六二
三社

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分の届出があった。

平成17年9月6日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 処分者の名称 嬭恋村
- 2 土地改良事業の名称 嬭恋村営土地改良事業 大笹上の原地区
- 3 処分年月日 平成17年8月22日